

改葬許可申請について

遺骨を別の墓地等へ移動することを改葬といいます。改葬するには、移動元（現在、遺骨がある市町村）の所在地の市町村長の許可が必要です。

●改葬許可に必要な書類

- 1.改葬許可申請書
- 2.改葬先（新しく納骨するお墓、納骨堂）の管理者が発行した受入を証明する書類。
（受入証明書、使用許可証、永代使用権利書、墓地権利証券、納骨永代供養承諾証、墓地購入時の領収書等。いずれもコピーでも可）

●手続きの流れ

（例）南九州市内のお墓から、〇〇市のA霊園へ移動させる場合

① 南九州市役所生活環境係で改葬許可申請書を受け取る。 申請書は南九州市のホームページからもダウンロードできます。
② 〇〇市のA霊園が発行した受入を証明する書類をもらう。 （受入証明書、使用許可証、永代使用権利書、墓地権利証券、納骨永代供養承諾証、墓地購入時の領収書等。いずれもコピーでも可）
③ 改葬許可申請書に記入し、現在 <u>納骨している南九州市のお墓の管理者</u> の証明をもらう。
④ 改葬許可申請書と受入証明書を持って、南九州市市民生活課生活衛生係若しくは各支所市民生活係で申請を行う。 申請から交付まで10分程度時間がかかります。 申請は郵送可（※切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。）
⑤ 改葬許可証（1部）の交付を受ける。（火葬場利用の場合、2部）
⑥ 〇〇市のA霊園に、改葬許可証を渡して納骨する。

※ 南九州市内で遺骨を移動する際も改葬許可証が必要です。

※ 遺骨の整理のため火葬場を利用する場合は、**事前に火葬場使用日の遅くとも前日までに予約を行って下さい**。改葬許可証を2部発行しますので、火葬場利用時に改葬許可証（火葬場用）を提出して下さい。（火葬使用料が必要となります。）

●火葬場予約連絡先

額娃支所市民生活係 電話 0993-36-1111

知覧支所市民生活係 電話 0993-83-2511

川辺庁舎市民生活課生活衛生係 電話 0993-56-1111